

## 入札説明書

小値賀町が行う物品に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記(7)に掲げるものに説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。

(1)入札番号 3 値産振第6号

(2)公告日 令和3年4月12日

(3)一般競争入札に付する事項

1. 事業名 水産公用車購入事業
2. 履行期間 契約日から令和3年5月21日を基本とする。
3. 履行場所 小値賀町役場（長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1）

(4)「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」（別紙様式第1号）を郵送、FAX又は持参にて提出すること。

提出場所：小値賀町産業振興課

提出期限：令和3年4月23日（金） 12時00分

※一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。

(5)入札書の提出場所、受領期限、提出方法等

提出場所：小値賀町産業振興課

受領期限：令和3年4月28日（水） 12時00分

提出方法：一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

その他：悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限を延期することがある。

(6)入札書の開札場所、日時等

開札場所：小値賀町役場2階 町長室

開札日時：令和3年4月28日（水） 13時00分

その他：悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限を延期することがある。

## (7) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、任意様式にて下記提出場所へ令和3年4月22日（木）12時までにメール又はFAXにて提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

※回答については、令和3年4月22日（木）17時までにメール又はFAXにより回答する。

提出場所：小値賀町産業振興課

FAX：0959-56-2486 E-mail：[sangyo@town.ojika.lg.jp](mailto:sangyo@town.ojika.lg.jp)

## (8) 入札書の記載方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（入札書には、税込み価格を記載すること。）

イ 入札金額は訂正することができない。

ウ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換又は撤回をすることができない。

エ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。

オ 入札書には事業名を明記すること。

### 【注意事項】 郵送の場合

入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。

入札書は必要事項を記載、押印のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、事業名を記載すること。

入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。

入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

入札書のあて名は、小値賀町長とすること。

外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

積算の内容がわかる内訳明細書を同封すること。

## (9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

（ア）見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ・ 町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

イ 契約保証金

（ア）契約保証金は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ・保険会社との間に小値賀町長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出したとき。

#### (10) 入札の無効

次の入札は無効とする。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- キ 小値賀町が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- ケ 入札者が同一事項に対して2以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき。
- サ 入札書の記載事項について、入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### (11) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- オ 最低制限価格は、設定しないこととする。

#### (12) 落札者決定の通知

落札者決定後、入札者に対して電話又はFAX等をもって入札結果を通知するものとする。

#### (13) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続を行い、契約書を提出すること。
- ウ その他入札及び契約に関する事項については、小値賀町財務規則の定めるところによる。

#### (14) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ 一般競争入札参加申請書を提出していること。